広報 こすど
発行所 小須戸町公民館
発行人 宮崎延能
印刷所 玉鈴印刷所
毎月1日
一部5円

補正予算条例改正 各案件を討議

十二月定例議会

十二月定例議会は、衆議院議員選挙であわただしいさ中、十九、二十日と開かれました。付議された案件は十五件でしたが、その中で主要なものは人事院勧告による職員給与に関する条例改正と予算補正でありました。職員の給与改正に準じ、議案第一号として、議会議員の給与条例を改正し、十二月期の期末手当の支給率百分の百九十を百分の二百に改めました。議案第二号では職員の給与条例の改正を行ないました。扶養手当について、従来配偶者については月額一千円でありましたが、これを千七百円としました。通勤手当についても、二千四百円を二千八百円にするなど改正し、期末手当も十二月期の支給率を十%上げて百分の二百といたしました。この外給料表の全面改正を行なっています。今回の給与改訂率は十・五%で、六月一日から実施されますので給与、手当、共済金等を含めて年度内に五九五万円が必要となります。議案第三号では、先に設置をみた都市計画審議会委員に、年報酬として三千円を支給することにしました。議案第四号は現条例の改正です。これは地方税法の改正に伴なうもので、従来、譲渡所得は他の所得と合算して課税しておりましたが、今回五年以上持っていた土地、家屋を譲渡した場合（長期譲渡所得）と五年以下の場合（短期譲渡所得）に分け、更に他の所得と区分して課税することになりました。いずれも昭和四十五年一月一日から昭和五十年十二月三十一日までの間に譲渡した場合の適用ですが、四十四年一月一日から十二月三十一日までに譲渡した分についても、特例がありますから詳しいことは税務課にお問い合せください。議案第五号は、今年度建築した天ケ沢住宅団地の入居料です。一戸建の方は月四千六百円、二戸建の方は四千三百円であります。議案六、七号は事務組合関係で省略。議案第八号は任期満了する固定資産評価審査委員に小仲仮二氏を再任したいということで同意いたしました。議案第九号は一般会計の補正予算です。今回追加した総額は一、三九七万九千円で、この中には国の作付別対策事業費国庫補助金七四九万円があります。これは過去三ヶ年間の平均出荷数量を基礎にして、一俵当り一四四円が政府、肥料の購入補助金として各農家に交付されるものです。給与改訂に要するものは、基金会計より繰入を行なって措置しました。今回の追加で予算総額は三億三二四〇万円（前年同期三億一八二万円）となりました。議案第十号は国保会計の補正で、以下ガス水道会計とも給与改訂に伴なう予算補正を行ないました。認定第一号昭和四十三年度一般会計、特別会計決算認定について、四十三年度一般会計国保会計、ガス水道会計の決算状況は、昨年八月「財政事情の公表」として、印刷配付されていますので細部については省略いたします。議会はその認定を求められたので、特別委員会を組織して収支の状況と行政効果を審査することになりました。一月中に特別委員会を開催する予定です。

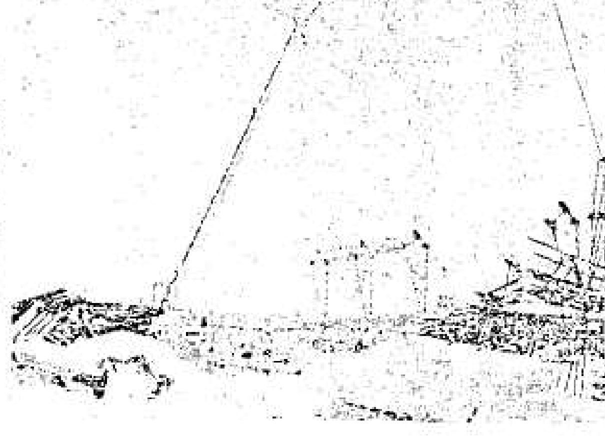

―五月完成の町民体育館―

時代に即応した教育を討議

教育問題懇談会

小須戸町PTA連絡協議会では、毎年町長さんはじめ、議長さんおよび教育委員のみなさんを囲んで小須戸町の学校教育をめぐる諸問題について懇談会を開いておりますが、今年もさる十二月八日町役場で開かれ、今年は特に◉道徳教育の必要性◉コンピューター時代の教育について◉家庭教育のあり方◉学校の施設設備の充実◉町民体育館の管理と運営◉学校の増築し等について、活発な発言があり、出席した関係者一同今後益々相互の連携を密にし、小須戸町教育の充実発展に努めたいと、有意義な一日を過ごしました。

また今回で三回目をむかえて今後意見交換の場として、充実した会合にしたいものです。

新しく町づくり

都市計画区域へ

新潟都市計画に参画しながら、都市計画法の指定を受けるよう努力してきましたが、新都市計画法が施行されるに新潟都市計画区域に入り町発展の長期構想の実現を進めることになりました。

九月の定例町議会では「小須戸町都市計画審議会条例」の議決を得て、審議会委員を十月で委嘱を中上仟潟議会の発足をみております。

小須戸町都市計画審議会委員のみなさん

会長　斎藤　宗忠（学識経験）
副会長　高野　良雄（町会議員）
梅津英五郎（商工会長）
岡田六太郎（学識経験者）
長谷川文彦（新津土木事務所長）
海津半一郎（農業委員会長）
神林　直男（新津農地事務所長）
村山吉五郎（新潟郷土地改良区理事長）
丸山尚三郎（農協組合長）
新井町之郎（町会議員）
斎藤　伝徳（町会議員）
本間安一郎（議会議員）

この点をご注意ください

小須戸町全域に都市計画法が施行されますが、建築物の新築、増築、改築等をしようとする場合、その旨を県知事に届けでるとともに、確認申請書を提出して、建築主事の確認を得たのちに工事に着手しなければなりません。

特に用途地域及び防火地域に指定された地域に建築する建築物については、建築法に適合するものでなければなりません。では二、三要点を説明いたしますと、

一、建築物の敷地は必ず道路に二m以上接していると共に、敷地前面道路の巾は四m以上を必要とします。

二、巾員六m以下の道路が交わる角地は、其辺二mの部分に建物を建築し、また工作物を設置してはなりません。

三、床面積一五〇㎡以上の建築物を建築しようとする場合、前面道路巾は六m以上必要とし、更に一m後退しなければなりません。また一五〇㎡以下の場合は四mの道路巾を必要とし、かつ道路巾を含めて六m以上後退しなければなりません。

四、また道路の交叉点の曲り角から五m以内の場所、横断歩道、橋詰め端切りから十m以内の場所、学校、公園等の入口から二〇m以内の場所には車庫等を建築することはできません。

五、建物を建築する目的で広い敷地を分割して買い求めた敷地に通ずる道路の巾は四m以上を必要とし、かつその長さが六〇m以上ある場合は、六〇mをこえない部分に、巾一、二m以上の避難通路を設けなければなりません。その道路は知事が指定したものでなければなりません。

以上大要を説明いたしておきましたが、細部については、町役場建設課または建築士にご相談ください。

小須戸の家宝

珍品拝見

これは小須戸町文化財調査員が昭和三十五年町の旧家、旧所旧家などを拝見したときの記録で、現品が現在保存されているかどうか、その時の手記ですから御承知を願います。

記

一、小須戸町大字鎌倉新田故小柳松太郎氏所蔵（現主治平氏）

旧家

一、山水　岸雨
足利将軍時代の人気文について画を学ぶ

一、蘭渓流に乗るの図

一、山水　渡辺崋山
画家勤皇の志士四十八才自殺

一山水　谷文晁
川上村吉沢家に寄宿あり。

一、鷹の図　狩野探松

一、山水　山元春挙
円山派森寛斎門下

一、谷文晁画
珍品

一、書　藤田東湖
水戸の学者

一、花鳥の図　能勢稜山
郷土画家、稜山は能勢に生れ小須戸町横川浜医者能勢成長院の囲子となり係頂と称し、後桜田と号す。維新の頃[illegible]の門に入り上野戦争始まるにより郷里へかえる
花鳥は師の雨谷より良くすという。その作品郷土に多数あり、姓は能勢貫嘉永六年二月十一日生明治十二年七月村松町へ移住する。

小柳家には外に数十幅の画を所蔵されるも代表的なものを上げる。他のものについては再調査の必要あり。

一、五十嵐愛次氏所蔵
元小須戸町郵便局長
同家は旧家にして三代に亘り郵便局長をした家柄

一、懐玉集　竹人　一冊
註　徳川末期の郷土の名家文化人の書画、漢詩等稀な珍品にして県宝の価値十分とかつて新大教授小村茂氏も推賞された逸品

一、酒井抱一上人短冊　双
註　姫路酒井公の次男
文詮、抱一、鶯村と号し光琳派光琳百図は有名

一、額面　書（夜鶯春）
鵜飼三郎漁鴨並
註　同氏は徳川末期越村に居住せることあり本町の町民の勤王を訴れた三字ではあるが郷土資料として価値あり。

一、観音の図　久隅守景
狩野探幽の門下四天王の一人と称せられる

一、山水　村山半牧
勤皇家勤王志士加茂にて四十一才自殺す。村山の父小須戸に住し後三条に移る　三条の画家長谷川嵐渓に学ぶ

他に漢学家城主使用の伝説ある鉄びん一個

（文化財調査員　柄記）

雪道のスリップ事故にご注意ください

おめでとう佐藤さん‼

お年玉はがきで当せん

例年のお年つき年賀はがきの抽せんは、一月十五日に行なわれましたが当町から早くも、一等の当せん者がでました。

この幸運な人は中ツ口の佐藤徳六さんで、さる一月二十一日小須戸局へ届出を済ませ、賞品のオールトランジスターテレビの一日も早い到着を心待ちしております。

また誰にもあたっている人があるかも知れません。もう一度はがきを見なおしたらどうでしょうか。

お年玉つき年賀はがき当せん番号

一等A組　七一三七五〇
各組共通　七八九五五〇
二五七〇七八
二等A組　下五ケタ　五三四六一
各組共通下五ケタ　六一四八七
三等　各組共通下四ケタ　一六七六
四等　各組共通下三ケタ　三四八
〇三八
五等　各組共通下二ケタ　一六　三三　三五

賞品引換期間は一月二〇日より七月二〇日までです。早めにどうぞ。

年賀状で住所録整理を！

年賀はがきの交換を機会に住所録を整理しましょう。

◇新住所表示制度が実施された場合は、住んでいる場所はそのままでも、町名番地が変わっています。必ず新しい住所に訂正しましょう。

◇住所録には郵便番号も書きましょう。

◇親しい人の場合は、家族の名前も書き加えておきましょう。

◇郵便受箱はお宅の目印しです。全家庭に郵便番号をつけましょう。

施設の充実を
当分二団体同居

公民館本館が、局舎新築工事等にともない、今までの古い旧役場庁舎から今までの二の町本通りに移転をいたしました。

現在の本館は、館にむかって右側が公民館左側が商工会事務室ということになります。また会議用には二階に二室、一階に一室ありますので、集団研修、会議用にご利用ください。

会議等における室のご利用については、今までより室数が不足でもありますので、ご利用いただくみなさんは、できるだけ早めにお申込みください。

申込みいただく先は、小須戸町公民館（TEL二七〇番）または商工会（TEL五六〇番）へどうぞ。

特に冬期においては、ストーブ等の火気のご利用もあることですが、火気については充分ご注意願います。今までのように、用務員がおりませんので、各ご利用のみなさんで、火気の始末をお願いします。

（図書室だより）読書を しよう！

公民館図書室では、現在四千数百冊でありますが、現在本館で毎日（日曜をのぞく）朝九時より五時まで、図書貸出しをおこなっております。また夜間については、市日（三、八の日）の夜七時より、八時三〇分まで、貸出しをしておりますので、充分ご利用ください。

また団体貸出しもおこなっておりますので、グループ、学級で借用を希望する団体については、公民館へ、お申込みください。現在では地区の婦人学級のみなさんが、団体でご利用いただき、婦人の読書活動を進めております。

また現在一年間に約十万円の図書を購入しておりますが、各種グループ、婦人学級、青年団等において、購入ご希望の図書がありましたら、公民館図書室へご連絡ください。できるかぎり、ご希望に応え、読書活動を推進してゆきたいと思います。

青年学級が誕生
青少年の参加を！

今年四月を期して、小須戸町青年学級（仮称）を開設しようと、若い人たちが協力しあい、現在準備をしております。在町の青少年のみなさん多数ご参加ください。

青年学級とは

勤労青少年に対し、実際生活に必要な職業、家庭に関する知識や技能の習得及びその他一般教養の向上をめざし、実社会に役立つ青少年をつくり上げ、働く青少年のみなさんの仲間づくりをかねた、集団学習の場と機会を提供するものです。

青年学習の目標

○働きながら学ぶ、若い人たちの仲間づくり。
○職場や家庭の生活に役立つ学習をする。
○時代の要請に即応するよき町民としての、教養を身につける。

青年学級は

○町内の青少年であればだれでも学級に自由に気楽にはいれます。
○学校とちがつて、定められた教育課程を教えられるのでなく、自ら求めて学習します。
○教材費以外の経費はかかりません。

学習内容は

○学級生が、自主的に年間の学習内容を設定して学習します。

たとえば、

職業、家事、一般教養等に区別して、学習します。また各種の発表大会、県外研修等も計画しており、特に今年七月頃には秋田県由利町の、青少年が、天ケ沢の青年と交歓が予定されております。

入級希望の方、質問のある方へ

小須戸町教育委員会に申込み、またはお問い合わせください。（TEL六六〇番内線一七番または有線七〇一番へ どうぞ）

［冬景色］ 城丸明男

たばこは 町から 買いましょう
小須戸町タバコ小売組合
小須戸町

武道館で寒稽古を！
柔剣道振興会

毎年二月二日より十一日までの十日間、武道館において、柔剣道寒稽古を実施しておりますが、今年も同じ期日に、武道館で寒稽古をいたしますので、練習をするみなさんをはじめ、父兄のみなさんも、ご指導ご協力をいただく意味において、多数ご参観いただけるよう、お知らせいたします。

また今年は各学校に風邪が流行しており、学級閉鎖をするところもありこの寒稽古にも影響があることも考えられますがみんなが一日も早く元気になつて、十日間の稽古に参加してください。指導してくれる先生方も、元気でまつております。

おめでとう 各段に昇段

本町の柔剣道振興会でこどもたちの指導をしておりますが、このたび四名のみなさんが、去る十二月五日付におのおの昇段をされ、今後の指導が期待されております。

四段　吉田　徳義
〃　高野　修一
三段　加藤　友春
〃　吉田孫太郎

第三日曜日は 家庭の日です
一家で楽しく すごしましょう
小須戸町青少協

所得税の 確定申告を忘れず
3月16日まで

昭和四十四年分の所得税の確定申告期限は、来る三月十六日までです。

申告と納税は、二月十六日から三月十六日（月曜日）までです。忘れずに早目に申告と納税をしてください。（還付を受けるための申告は、二月十五日前でも提出できます。）

申告と納税相談は、みなさんのご便宜のため、二月十六日から、納税相談を行なつております。

相談会場の混雑をさけるため、相談の日、時間を定めて、ご案内しておる方は当日必ず会場へおいでくださいますように、ご協力願います。

確定申告をしなければならない人は、

▲一般の人の場合（事業所得や不動産所得などの場合）
別表の基礎控除と、その他の所得控除の合計額より、四十四年中の各種の所得金額の合計が多い人。（源泉分離課税や確定申告をしないことを選択した配当所得等は除く）。

▲給与所得者の場合
給与所得者の大部分の人は、申告する必要はありませんが、
・給与の収入金額が五〇〇万円を超える人。
・給与以外の所得が五万円を超える人。
・給与を二ヵ所以上から受けている人で、年末調整された給与のほか「従たる給与の収入金額プラス給与以外の所得の金額の合計額」が五万円を超える人など

は申告しなければなりません。

ただしこの場合でも申告をする必要がない場合もありますから、くわしいことは税務署へ相談してください。

各種所得控除額の一覧表

控除の種類		44年分
基礎控除額		167,500
配偶者控除額		167,500
扶養控除額（ただし配偶者がない場合はその扶養親族のうち1人について）		95,000 (107,500)
生命保険料控除額（最高）		37,500
医療費控除額（最高）		300,000
損害保険料控除額	長期のみ（最高）	10,000
	短期のみ（〃）	2,000
	長短両方（〃）	10,000
障害者控除額		87,500
特別障害者控除額		127,500
老年者・寡婦・勤労学生控除額		87,500
専従者控除額	白色	150,000

贈与のあった人も
申告が必要

贈与税は、人から財産をもらつた場合に、そのもらつた人にかかる税金です。たとえば親の土地や家屋を子どもの名儀にかえたり、親が買つた土地や家屋を子ども名義で直接登記した場合等がこれにあたります。贈与税を計算するには、まずその年の一月一日から十二月三十一日までの一年間にもらつた財産の価額の合計額を計算します。

基礎控除額は四十万円ですから、一年間に四十万円以上の財産をもらつた方は、贈与を受けた年の翌年の二月一日から三月十五日までの間に申告と納税をすることになります。

なお税率はつぎのとおりです。

贈与税の速算表

基礎控除後の課税価格	税率	控除額
円 200,000以下	10%	円 0
500,000 〃	15	15,000
700,000 〃	20	40,000
1,000,000 〃	25	75,000
1,400,000 〃	30	125,000
2,000,000 〃	35	195,000
3,000,000 〃	40	295,000
4,000,000 〃	45	445,000
7,000,000 〃	50	645,000
10,000,000 〃	55	995,000
15,000,000 〃	60	1,495,000
30,000,000 〃	65	2,245,000
30,000,000 超	70	3,745,000

銃砲刀剣類
登録審査会案内

二月十六日（月）午前十時より午后二時まで、新潟市、県青年の家にて「銃砲刀剣発見届出受理証」警察署が交付されたもの。

手数料　一件　四〇〇円
印かん
持参には十分注意を。

新刊購入図書

○南極点への道　村山　雅美
○人間汀に立つ　木村　繁
○上高地の大将　木村　龍
○大ものも小もの　伽太　徳近
○青春の蹉跌　石川　達三
○常識をぶち破れ　竹村　健一
○助左衛門四代記　有吉佐和子
○青芽よ雨よあがれ　岡　潔
○愛をささえるもの　石垣　綾子
○茶に生きる心　千　宗室
○どっこいショ　遠藤　周作
○父と母への赤信号　安田　道夫
○戦いすんで日が暮れて　佐藤　愛子
○何とかしなくちゃ　上坂　冬子
○働く婦人と保育所　橋本　宏子
○分離の時間　松本　清張
○加納大尉夫人　佐藤　愛子
○赤頭巾ちゃん気をつけて　庄司　薫
○価格破壊　城山　三郎
○さびしい王様　北　杜夫

入学案内
新津高小須戸分校

小須戸分校では、つぎのような入学要項により生徒募集をしております。

願書受付　二月二日より九日まで
考査料　三〇〇円
入試期日　三月十八日　水曜日
入試科目　国語、数学、英語、理科、社会の五科目
試験場所　新津市秋葉　新津高校
合格発表　三月二十二日

願書用紙等については中学校または新津高校小須戸分校へ照会ください。（電話六一三二番　有線二八〇三番へ）

新年句会
小須戸町俳句同好会

臥床を赤く灯して除夜更く　かしお
送信線戻り凧空をひつぱれる　太浪
掛乞の五六人次で暮れにけり　碧水
初詣で宮司殿初寄せつけず　杏水
溝深き既ついてくる除夜の路　越橋
新暦に余生を託し屠蘇祝う　祥雨
初詣神酒の冷えに改まる　探灯
去年今年寒さの奥の仏間の灯　虚伏
新しき暦架掛合い初詣　香月
完成の新当パイプ赤光る　芳人
初暦掛け替られし古柱　流水